

掛川市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月28日

掛川市監査委員 横山茂明

掛川市監査委員 鈴木正治

掛川市監査委員 様

掛川市長  
(商工観光課 扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成25年11月15日付け掛監第95号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川観光協会に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討等の年月日
<p>(1) 補助率について、同要綱「第3(2)」で「補助の対象に掲げる経費とし、24,000千円を限度とする。」としているが、この「経費」において事業に直接的なものか否かの区分が不明確であり、交付要綱上の補助対象経費を明確にする必要があること。</p> <p>(2) 掛川観光協会及び各支部において、市の職員が行っている一部経理事務等の人件費分について、市の事務とするのであれば、補助対象経費から除外する等の対応を検討する必要があること。</p>	<p>補助金額の24,000千円は、要綱を変更する。補助対象経費は、統合及び各支部ごとに整理し、明確にする。</p> <p>補助金額が決定された際、職員が携わる部分についてどう扱われていたか調査し、現状も含めて検討する。</p>	<p>H26年度～</p> <p>H26.4～</p>
<p>(1) 補助金として交付された17,835,000円を、それぞれ掛川・大東・大須賀の各支部へ交付金として支出されており、その補助対象に限定された事業に支出されているのか客観的に区分できないこと。</p> <p>(2) 補助金を更に交付金として支出している根拠及び各支部への配分基準が、明確でないこと。</p> <p>(3) 出納簿は適正に記入されていたが、一部に領収証等支出の裏付けとなる書類の不足が見受けられたこと。</p>	<p>統合へ入金された補助金を各支部へ活動費（補助金）として分配し、これまでの支部からの負担金は、廃止する。また、統合及び各支部への補助金の補助対象事業を整理し、明確にする。</p> <p>各支部への活動費（補助金）は、合併時にそれまでの各支部での活動内容等と補助金額等を精査し決定したものであるが、現状と合わせて見直していく。</p> <p>領収書等支出の裏付けとなる書類を全て整備している。</p>	<p>H26.4～</p> <p>H26.4～</p> <p>H25.4～</p>

<p>(4) 掛川観光協会及び各支部における一部経理事務等を、市の職員が行っていること。</p>	<p>掛川支部に加えて統合の経理事務等についても、観光協会職員が行う。大東支部、大須賀支部についても、観光協会事務局体制の強化と併せ、実現に努める。</p>	<p>H26. 4～</p>
<p>(5) 飲食に関しては、市の食糧費執行基準に定める経費を限度とし、さらに飲食者名を明確にするとともに、一部本人から負担金を徴収したいこと。</p>	<p>市の食料費執行基準に定める経費を限度とすることを常に念頭に置く。 食料費飲食者名の明記、一部本人からの徴収を行っている。</p>	<p>H26. 4～ H25. 4～</p>
<p>(6) 掛川支部において、出納簿と収支決算書の支出の部の科目に相違があり、さらに支出伝票の記載誤りが多数見られたこと。</p>	<p>出納簿と収支決算書の科目の一致。請求書等と相違ない様、起票者だけでなく、決裁者も確認し、誤りが無いよう努めている。</p>	<p>H25. 4～</p>
<p>(7) 大東支部において、領収書の一部がなかったこと。</p>	<p>起案者及び決済者が確認に努め、領収書等必要書類を整備している。</p>	<p>H25. 4～</p>

(意見、要望事項に対する考え方)

意見・要望事項	考え方等	改善・検討等の年月日

掛 川 市 監 査 委 員 様

掛 川 市 長  
(地域支援課 扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成25年11月15日付け掛監第95号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川バスサービス(株)に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
<p>(1) 新規購入の営業用車両の減価償却費を5年間で均等に計上することは、掛川バスサービス株式会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却費と一致していないため、毎年の固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するよう指導されたい。</p> <p>(2) 交付要綱上、補助額は「前年度における自主運行バス事業の経常欠損額に相当する額」とされ、掛川バスサービス株式会社により算出された額に基づいて補助申請されているのが現状であり、所管課のチェック体制強化と、客観的な算出規定の整備が必要であること。</p> <p>(3) 一般管理費の人件費（その他）の経費計上において、役員の退職慰労金の繰延処理があり、加算が見受けられたが、補助金交付要綱にある対象補助額の規定に合致するものではないこと。</p>	<p>(1) 車両の減価償却も国庫補助対象経費にメニューがあるため、補助対象とすることは問題ないが、一括購入した車両購入費を5年間分割で減価償却費として補助することは、市の補助要綱に適合していない。</p> <p>よって、会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却額と一致するように、本年度の補助申請において精算処理する。</p> <p>今後は毎年の固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するよう指導を行う。</p> <p>(2) 申請時に算定根拠の確認、前年度との比較を行い、交付団体とのヒアリングを収支実績内訳書チェックリストをもとに申請額算定の帳簿等を確認、振り分け基準との整合をチェックし、入力時の伝票を確認し再発防止に努める。</p> <p>(3) 役員の退職慰労金の繰延処理は、補助金交付要綱にある対象補助額の規定に合致するものではないため、本年度の補助申請において精算処理し、来年度以降に対象補助額の規定に合致するものにする。</p>	<p>H25年 11月28日</p>

(4) 固定資産償却費の車両分の経費計上において、購入車両の減価償却費の前払いとしての加算が見受けられたが、支出根拠となる補助金交付規則及び補助要綱に合致するものではないこと。

(5) 市立病院行きのバスについて、前の停留所の掛川駅前にて全員降車した場合、終点の市立病院まで行かずに運行を打ち切る運用をしているが、その場合も実質経費が発生しているとして、人件費相当分を営業外費用のその他費用で加算を行っており、これも補助金交付要綱にある対象補助額の規定に合致するものではないこと。

(6) 一般管理費、その他の経費の交際費及び諸負担金の中に、香典代、協賛金、寄附金等、補助金の趣旨に合致しない不適切と思われる経費の支出がみられること。

(7) 補助金算定に係る経費を厳正に精査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価額等を交付要綱実施要領で規定するなど、客観的算定根拠の整備が必要であること。

(4) 固定資産償却費の車両分の経費計上において、購入車両の減価償却費の前払いとしての加算が見受けられたが、会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却額と一致するように、本年度の補助申請において精算処理する。

今後は毎年の固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するよう指導を行った。

(5) 市立病院行きのバスについて、前の停留所の掛川駅前にて全員降車した場合、終点の市立病院まで行かずに運行を打ち切る運用をしているが、その場合も実質経費が発生しているとして、人件費相当分を営業外費用のその他費用で加算を行っていたが、本年度より補助対象から除くよう、掛川バスサービス(株)に指導済みです。

(6) その他経費の交際費は国庫補助対象経費として補助対象に区分されているが、詳細な交際費の対象が示されていない。県も詳細な補助対象を示していない。市としては、会社の運営上必要と認められるものは、対象としていく。

(7) 補助金算定に係る経費を厳正に審査し、国等の基準に準ずる他、県内市町の状況を調査し、交付要綱実施要領を規定するなど客観的算出根拠の整備を行っていく。

掛川市監査委員 様

掛川市長  
(商工観光課 扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成25年11月15日付け掛監第95号で依頼のあった当市の財政援助団体である遠州横須賀倶楽部に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討等の年月日
<p>1) 補助の対象及び補助率について、同要綱「第3の別表」で「当該事業に要する経費」及び「2,500千円を限度とする。」としているが、この「経費」において、具体的にどの経費に充てられるかが明言されておらず、補助対象経費を明確にする必要があること。</p> <p>2) 要綱上問題はないものの、企画調整課が示した「補助金見直し基準」による対象外の弁当代等の飲食費にも充てられており、今後検討が必要であること。</p>	<p>補助対象経費を整理し、明確にする。</p> <p>補助金対象について、飲食費を外すよう検討する。</p>	<p>H26年度～</p> <p>H26年度～</p>
<p>1) 作家に対する交通費・宿泊費等について、会において明確な基準を定め、それにより積算した金額としたいこと。</p> <p>2) 食糧費及び交通費等について、市費同様に支給している者の氏名を明確にしたいこと。</p>	<p>宿泊費は作家本人の期間内のみ。複数人同室をお願いして経費縮減を図っている。交通費は行政の旅費範囲を参考に、愛知県以西と静岡市以東に3千～5千円ほど補助。遠方（秋田・長野・大分）の方3名には3万円を最大値として補助との基準あり。いずれも覚え書き程度での対応であったため、以後明文化した資料を用意する。</p> <p>最大食糧は期間内の弁当代であるが、配付の必要上、名簿が整備してある。交通費も補助者には送金票が残るため明確である。交流会食糧も会費制のため出席者名簿が存在する。</p>	<p>従来より実施中 明文化はH26～</p> <p>従来より対応中</p>

<p>3) 作家に対する支給額の占める割合が高いので、出展の希望を取る等の方法を検討されたいこと。</p>	<p>文化展は一見「作家の個展の集合体」であるが、文化展の根幹は「まちなみ保存意識の向上」であるため、アーティストの美意識で古民家を輝かせていただくよう主催者より出展要請をしている。加えて市民との交流重視のための会場滞在を要望しており、期間内は拘束状態である。文化展に向けた創作に長い期間を投じる作家さんも多い。これを、出展費をいただいて展示していただいた場合、上記の主催者の依頼は困難になり、開催意義そのものが変質してしまう恐れがある。</p> <p>作品販売を行う作家さんには交通費補助は行わず協賛寄付をいただいている。</p>	<p>従来の方式継続</p>
---	--	----------------

(意見、要望事項に対する考え方)

意見・要望事項	考え方等	改善・検討等の年月日

掛 川 市 監 査 委 員 様

掛 川 市 長  
(農 林 課 扱 い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日 付 け 掛 監 第 9 5 号 で 依 頼 の あ っ た 当 市 の 財 政 援 助 団 体 で あ る 掛 川 市 農 業 振 興 会 に 対 す る 監 査 に お け る 指 摘 事 項 等 の 措 置 状 況 に つ い て、地 方 自 治 法 第 199 条 第 12 項 に 基 づ き 次 の と お り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改 善 ・ 検 討 等 の 年 月 日
(1) 補助金の対象について、要綱上「農業振興に要する経費」となっているが、具体的にどの経費に充てられるかが明言されておらず、補助対象経費を明確にする必要があること。	対象経費を取りまとめ、明確化した。	H26. 3. 24
(2) 農業振興会全23団体中5団体を抽出で調査したが、そのうち3団体で、要綱に定める補助率2分の1以上を交付する補助金交付超過があり、交付先から返還を求める必要があること。	農業振興会の全ての支部・部会の内容を精査し、補助金交付超過である7団体に対し、補助金の返還を求め、補助金の返還が完了した。	H26. 3. 13
(3) 領収書が実際の支払先発行のものが添付されていない上、その用途が不明であるものがあったこと。	農業振興会の支部、部会に対し、領収書添付の徹底を指導した。	H26. 2. 19
(4) 出納簿が作成されていないケースがあり、整備する必要があること。	農業振興会の支部、部会に対し、出納簿の作成を指導した。	H26. 2. 19
(5) 飲食に関しては、市の食糧費執行基準に定める経費を限度とし、さらに飲食者名を明確にするとともに、一部本人から負担金を徴収したいこと。	食糧費の執行基準を明確化し、スタッフの弁当、慰労会、酒代は対象外とした。	H26. 3. 24
(6) 年度当初に各地区会・部会における予算を作成するべきであること。	年度当初に予算を作成するよう改めた。	H26. 2. 19
(7) 本部・3支部の予算書・決算書の様式・科目等を統一して、わかりやすくする必要があること。	予算書・決算書の様式・科目を統一し、平成25年度決算書から使用するよう改めた。	H26. 2. 19



<p>(8) ファーマーズフェスティバルのあり方について、真の農業振興になるようなあり方に変更すべきであること。</p>	<p>平成26年度開催のファーマーズフェスティバルのあり方については、今後理事会で検討・協議することとした。</p>	<p>H26. 2. 19</p>
<p>(9) ファーマーズフェスティバルの経費を2年にわたり基金として積立てしているが、本来は会計年度を独立させるべきであり、今後その方法を改めるべきであること。</p>	<p>ファーマーズフェスティバルの経費については見直しを行い、積み立てをせず、単年度で実施することに改めた。</p>	<p>H26. 2. 19</p>

(意見、要望事項に対する考え方)

意見・要望事項	考え方等	改善・検討等の年月日